

内水面漁業の振興に関する法律案新旧対照条文

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（権限） 第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四 年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百 三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源 保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進 法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十 九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別 措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、海洋生物資源の保存及び 管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）、持続的養殖生産確 保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との 連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十 八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（権限） 第三十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四 年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百 三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）、水産資源 保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進 法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四十 九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別 措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、海洋生物資源の保存及び 管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）、持続的養殖生産確 保法（平成十一年法律第五十一号）及び中小企業者と農林漁業者 との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第 三十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>